

○経済産業省令第 号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十三条第一項並びにフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令（平成十三年政令第三百九十六号）第一条第一項の規定に基づき、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十七年経済産業省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件) 第三条 法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度が生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあつては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。
改正前	(指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件) 第三条 法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度が生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあつては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。

表一

冷蔵機器及び 冷凍機器		[略]			
硬質ポリウレタン	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
二百五十台	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

表一

冷蔵機器及び 冷凍機器		[略]			
[新規]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[新規]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

フォームを用いた 冷凍機器及び冷凍 機器（断熱性能を 与えるために硬質 ポリウレタンフォ ームを用いたもの のうち、冷蔵又は 冷凍の機能を有す る自動販売機以外 のものをいう。）	硬質ポリウレタン フォームを用いた 二百台
--	-----------------------------

〔新規〕	
〔新規〕	

	硬質ポリウレ タンフォーム 用原液
冷蔵又は冷凍の機 能を有する自動販 売機（断熱性能を 与えるために硬質 ポリウレタンフォ ームを用いたもの をいう。）	住宅用硬質ポリウ レタンフォーム用 原液（住宅の工事 現場において断熱 材の成形のために
〔略〕	〔略〕

	硬質ポリウレ タンフォーム 用原液
	硬質ポリウレタン フォーム用原液
〔略〕	〔略〕

用いられるもののうち、令第一条第三号の製品の成形又は同条第四号の製品の製造のために用いられるもの以外のものをいう。）	非住宅用硬質ポリウレタンフォーム用原液（住宅の工事現場において断
	十五トン

〔新規〕	
〔新規〕	

断熱材	
断熱材 フォームを用いた 硬質ポリウレタン	熱材の成形のために用いられるもの以外のもののうち令第一条第三号の製品の成形又は同条第四号の製品の製造のために用いられるもの以外のものをいう。）
十五トン	

〔新規〕	
〔新規〕	
〔新規〕	

備考 表中の「」は注記である。			
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。